

横浜市国民健康保険運営協議会 議事録要旨

日 時	平成 21 年 2 月 13 日（金）午後 3 時 30 分～午後 5 時
開催場所	ロイヤルホールヨコハマ 3F セレナーデの間
出席者	委員 19名（傍聴者 0名）

議事 1 平成 20 年度国民健康保険事業費会計補正予算（案）について

事務局	<p>（資料に基づき説明）</p> <p>平成 20 年度においては、約 2,975 億円の現計予算を組んでいたものを、7 億 4,000 万円ほど増額補正を行い、約 2,982 億円の予算と致します。</p> <p>内訳としては、歳出・歳入共に、国民健康保険から拠出する各種拠出金や国民健康保険へ交付される各種交付金等の額が確定したことに伴い、財源調整を行ったものです。</p>
-----	--

議事 2 平成 21 年度国民健康保険事業費会計予算（案）について

事務局	<p>（資料に基づき説明）</p> <p>まず、平成 21 年度予算の特徴としては、医療制度改革実施前の平成 19 年度中に策定された平成 20 年度予算と比べて、平成 20 年度中に医療制度改革実施の実情を踏まえたうえで予算策定することが出来たことが大きな特色です。</p> <p>歳出におきましては一般被保険者給付費の増及び後期高齢者支援金の増等の増額要素と、退職被保険者給付費の減及び老健拠出金の減等の減額要素を見込んだ結果、平成 20 年度予算から約 37 億円増の約 2,996 億円の予算を計上しております。これに対して歳入も実態に合わせて調製し、歳出と同額の予算を計上しております。</p> <p>それに伴った保険料額としては、医療分・介護分は前年とほぼ同水準、後期高齢者支援分については、後期高齢者支援金額が増額したことに伴い、上がる見込みとなっております。</p> <p>しかし 1 人あたり保険料額を 3 か年で比べてみると、21 年度保険料は 20 年度からは上がっておりますが、医療制度改革前の平成 19 年度よりも若干低い額となっております。</p> <p>また、医療費の傾向としては上がる見込みであり、その要因としては社会全体の高齢化と、退職者医療制度の見直しによりいままで退職者として国保に加入されていた方が一般に移行したことにより、一般被保険者の年齢が上がったことが挙げられます。</p>
-----	--

議事3 横浜市国民健康保険条例の一部改正について

事務局	<p>(資料に基づき説明)</p> <p>今回の国民健康保険条例の一部改正については3点の改正事項があります。</p> <p>1点目は、横浜みどり税条例制定に伴う改正です。</p> <p>これは横浜みどり税という超過課税が昨年12月に議決され、平成21年度から5年間に限って市民税が増額するというものです。このため、市民税を課税されている方に関しては5年間お1人1年900円の超過課税がされることとなります。本市国保においては、所得割料率の算定において、加入者の市民税額の合計額が増加すると料率が下がるということが言えます。しかし所得の低い世帯においては、市民税額が900円上がってしまうことの方が、料率が下がる効果よりも大きく出てしまうので、保険料は増額することが見込まれます。一方で所得の高い世帯においては料率がわずかに下がったことで保険料額が減額されることが見込まれます。こういった結果は国民健康保険料の考え方にそぐわないということで、この横浜みどり税が国民健康保険料に影響しないように、国民健康保険料の所得割の計算に際しては、あらかじめ市民税額から横浜みどり税の額を控除するように条例を改正します。</p> <p>2点目は、児童福祉法の改正に伴う改正です。こちらは、児童福祉施設に入所している児童と、里親に委託されている児童について、扶養義務者のいない児童については公費で医療を受けられることが児童福祉法によって定められています。本市を含む多くの市町村国保においては、そういった方々は国民健康保険の適用除外という扱いとなっております。このたび児童福祉法が改正され、里親制度の見直しが行われたことに伴い、これに対応するために条文の文言を変更することとなりました。</p> <p>3点目は介護納付金分保険料の上限額の引き上げです。介護分においては、40歳から65歳の方が算定対象となっております。今般、国民健康保険法施行令が改正され、介護分保険料の限度額が10万円に引き上げられたことに伴い、本市国保におきましても介護分保険料限度額の引き上げを行い、中間所得者層の保険料負担を緩和致します。</p>
加藤委員	<p>昨年末から三師会で53で始まる公費負担者番号の子供たちがスムーズに受診できるように、という運動を行っていますが、条例改正の2点目に該当する子供たちの公費負担者番号は53なのでしょうか。</p>
事務局	<p>以前と同様、児童福祉法により公費で医療を受けられる方々なので、番号は変わらないと思います。</p>
山崎委員	<p>介護納付金分保険料の上限額引き上げについてですが、上限額に達していた世帯が2万2千世帯とのことですが、横浜市国保の全世帯数とはどれくらいのものなのですか。</p>
事務局	<p>平成20年度で約56万世帯ぐらいが国保加入世帯です。</p>

事務局	国保の加入世帯の中で、介護2号に該当する世帯は30万2千世帯ほどなので、そのうち2万2千世帯だと約7%となります。
山崎委員	約7%ということですね、わかりました。
議事4 平成21年度の特典健康診査等の実施方法について	
事務局	<p>(資料に基づき説明)</p> <p>まず、特典健康診査等の対象者の拡大については変更点が2点あります。</p> <p>1点目は年度内に75歳に到達する方の健診の取り扱いです。</p> <p>国が省令を改正し、今まで74歳までの方を対象としていましたが、21年度以降は75歳の年齢到達の前日までは国保の特典健診の対象者となります。</p> <p>2点目は4月2日以降に国民健康保険に加入された方についての取り扱いです。</p> <p>法令上4月2日以降に加入された方の実施義務はありませんが、加入者から多くの声をお寄せいただいております。行政的な判断からも横浜市国民健康保険独自の基準として当該年度の4月2日以降直後の加入者や職場での健康診断を受ける機会がなかった加入者について特典健康診査の対象に加えます。</p> <p>続いて、前述2点の変更点に伴う特典健康診査の自己負担額についてですが、75歳到達者の健診自己負担額は40歳以上74歳以下の方と同じ基準を適用し基本額1,200円、市民税非課税の方は400円とします。</p> <p>4月2日以降の加入者の自己負担額は、財政的な負担を一定程度担保した形で永続的に実施できることを考慮し一律1,200円とします。</p> <p>次に、実施期間の変更についてですが、今年度は予備期間も含め6月から1月末までを健診受診期間として計画していましたが、年度後半の受診予約が多く見られ1月末までに受診できない状況が生じました。これにより、現在、実施機関の協力を得て期間を3月31日までに延長しています。21年度以降の実施期間は、このような実施状況を踏まえて5月から3月末までとし、受診券の有効期限も3月末までに変更します。</p> <p>次に、特典健診の受診券の送付回数と送付時期についてですが、健診の受診時期はこれまでの基本健診などの健診月に合わせて受診する傾向がみられることや受診券の受領時期により健診を受診できる期間が異なるなどの理由から21年度は受診券等の送付回数を5下旬と8月上旬の2回に変更し、券面に受診奨励期間を5月下旬発送分には9月末日まで、8月上旬発送分には12月末日までと表示します。</p> <p>本日ここで承認いただければ、特典健診実施計画の対象者及び実施期間について改定させていただきます。</p>

事務局	<p>(資料に基づき説明)</p> <p>最後に特定健診・特定保健指導の受診状況について中間報告します。</p> <p>平成20年12月末現在の受診者数は64,453人で受診率は10.9%です。今年度の目標値は受診率20%であり達成率54.5%ですので、受診者数増が今後の課題です。</p> <p>また、特定健診の結果が把握できた64,453人のうち、保健指導の対象者数は6,156人でした。このうち、積極的支援は1,425人、動機付け支援は4,731人が該当しました。</p> <p>これは、計画上想定していた特定保健指導対象率24.9%に比べ9.6%と非常に少ない結果が見られました。</p>
山崎委員	<p>特定健診の受診状況が目標に比べてかなり低いようですが、事務局としてどのようにお考えでしょうか。</p>
事務局	<p>64,453人という受診者数は実際には受診月11月末までに受診した方の人数で、今後伸びの状況を見込んでいくと年度末受診者数は10万人で受診率18%~19%くらいになると予想しています。</p>
山崎委員	<p>特定保健指導の対象者が非常に少ないようですが、健康状態の良い方が多く受診されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>特定保健指導対象者のうち、既に服薬治療と主治医による指導を受けている方は特定保健指導から除外している影響があるかと推測されます。</p>
山崎委員	<p>つまり、計画の段階では服薬治療中の方の人数について、明確でなかったためということですね、わかりました。</p>
榊原委員	<p>服薬治療している方や糖尿病等で治療している患者さんは、保険で検査をした方が安いし病院で同じような指導をするので、特定健診を受診する人はいないと思います。</p> <p>ですから、疾病を持っている人が何人いるかきちんと調べて、実施すべきではないでしょうか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりです。将来的には、23年度以降にレセプトのオンライン化ができた場合、事前に糖尿病等で治療中の方は特定健診の対象から予め除き、医療にかかって病気を悪化させないようにしていただくという対応をしていく予定です。</p>
山崎委員	<p>わかりました。もう一つ、特定健診の結果、治療が必要だと分かっただらすぐ治療に入れば、保健指導の対象から外れると思いますがいかがですか。ということですね。</p> <p>医療機関で当然、そのようなアドバイスはされますよね。</p>
榊原委員	<p>そうです。しています。</p>

戸塚委員	<p>特定健診の受診者数ですが、1月の部分を入れると20%いくのではないのでしょうか。私の診療所に来た受診者の数を見ますと、12月までに来た方よりも1月末までに来たの方がずっと多かったです。</p> <p>2月1日からぴたっと来なくなりましたが、3月31日まで受診できることをまだ知らない方が多いのではないかと思います。</p>
------	--